

約款 新旧対照表

『レンタルサーバサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2章 第6節 新設	(新設)	<p>第6節 さくらのさくっとおまかせ設定（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）</p> <p>第27条（サービス内容）</p> <p>1. 本オプションサービスは、本基本サービスのうち「さくらのレンタルサーバサービス」の利用に関連する各種設定作業を、当社が利用者に代わって実施するサービスです（以下、本節において、当社が実施する設定作業を「設定代行作業」といいます。）。設定代行作業の対象となる各種設定及び仕様は、サービスサイトに定めるものとします。</p> <p>2. 本オプションサービスは、無償とします。</p>	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第28条（申込み）</p> <p>1. 本オプションサービスは、本基本サービスのうち「さくらのレンタルサーバサービス」において、サービスサイトに定めるプランを利用中である利用者に限り、申し込むことができるものとします。</p> <p>2. 前項の他、本オプションサービスの利用条件については、サービスサイトに定めるものとします。</p>	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第29条（利用契約）</p> <p>1. 基本約款における利用契約の成立の規定にかかわらず、本オプションサービスに係る利用契約は、利用者による本オプションサービスの申込みが当社に到達したとき（申込者が必要事項を記入の上送信した申込画面を当社が受信したとき）に成立するものとします。ただし、本オプションサービスの提供開始後に、基本約款に定める申込みの拒絶事由に該当することが判明した場合には、当社は、本オプションサービスの提供を中止することがあります。</p> <p>2. 本オプションサービスの提供は、前項の利用契約が有効に成立した日を利用開始日として、同日から開始されます。</p> <p>3. 第30条第5項に定める検査の合格をもって、本オプションサービスの利用契約は終了するものとします。</p>	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
新設	(新設)	<p>第30条（設定代行作業の実施）</p> <p>1. 当社は、設定代行作業の全部又は一部を、当社の指定する事業者（以下、「再委託先」といいます。）に再委託することができるものとします。</p> <p>2. 設定代行作業の実施日については、再委託先と利用者との間で別途定めるものとします。</p> <p>3. 利用者は、前項の実施日の前日までに、当社及び再委託先に対して、当社又は再委託先が指定する方法により、ID及びパスワード等の設定代行作業に必要な情報の提供又は権限の設定等を行うものとします。また、利用者は、設定代行作業の対象となるデータ（以下、本節において「対象データ」といい、対象データの詳細については、サービスサイトで定めるものとします。）について、別途当社又は再委託先が定める設定代行作業に必要な事前の対応を行うものとします。</p> <p>4. 当社又は再委託先は、設定代行作業が完了したときは、すみやかにその旨を利用者に通知します。</p> <p>5. 利用者は、前項の通知を当社又は再委託先が送信した日から7日以内（以下、本節において「対象期間」といいます。）に、設定代行作業の結果が当社が事前に指定した仕様を満たしているかを検査し、その結果を当社又は再委託先に通知（以下、本節において「検査完了通知」といいます。）するものとします。対象期間内に利用者が検査完了通知を行わず、対象期間を経過した場合には、設定代行作業の検査は合格したものとみなします。</p> <p>6. 設定代行作業の結果が仕様を満たさず検査に不合格となった場合、当社又は再委託先は、1回に限り、再委託先と利用者として別途定めた再実施日に、再度の設定代行作業を実施するものとします。再度の設定代行作業の実施前及び完了時の対応は、前三項の規定に従うものとし、再度の設定代行作業の結果も不合格であった場合は、当社は次項の規定に従い利用契約を解約するものとします。</p> <p>7. 次の各号に該当する場合、当社及び再委託先は、設定代行作業を実施せず、本オプションサービスの利用契約を解約するものとし、利用者は予めこれに同意するものとします。</p> <p>(1) 第2項に定める実施日が決定できない場合</p> <p>(2) 第3項に定める情報の提供又は権限の設定等が行われない場合、又は対象データについて、別途当社又は再委託先が定める設定代行作業に必要な事前の対応が行われない場合</p> <p>(3) 前項に定める再度の代行作業によっても、検査に合格しない場合</p> <p>8. 設定代行作業完了後、別途利用者が設定を行わなければ利用できないサービスがあります。利用者は、設定代行作業完了後、自己の責任で設定の確認及び必要な設定を行うものとし、これを行わなかったことで一部サービスの利用ができなかった場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。利用者は、この場合に当該サービスが利用できなかった期間における当該サービスの利用料金を全額支払うものとし、</p> <p>9. 設定代行作業完了後、利用者にて修正しなければ適切に動作しないプログラム等がある場合があります。利用者は、設定代行作業完了後、自己の責任でプログラム等の確認及び必要な修正等を行うものとし、これを行わなかったことでプログラム等が適切に動作しなかった場合であっても、当社は一切責任を負わないものとします。</p>	・新しくリリースするオプションサービスについて、条文を追加いたします。
附則 第1条	<p>第1条（適用開始）</p> <p>この約款は、2020年6月10日から適用されたレンタルサーバサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2022年7月13日より適用されます。</p>	<p>第1条（適用開始）</p> <p>この約款は、2022年7月13日から適用されたレンタルサーバサービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2024年1月24日より適用されます。</p>	・本改定に伴う適用日の変更を行います。